

鈴鹿市移住促進のための 空き家リノベーション等補助金

市外から本市へ移住する方で、空き家のリノベーション等（修繕、補修、模様替えなどの改修工事）を行う場合、その費用の一部を補助します。

…リノベーション等とは…

空家住宅等を使用する上で、移住者の多様な要望に応じて、機能若しくは性能を維持し、又は向上させるため、当該空家住宅等の全部または一部について修繕、補修、模様替え又は更新を行う改修工事をいいます。

…空家住宅等とは…

過去に使用されたことがある空き家で、概ね1年以上使用されていない市内の住宅をいいます。



1 補助金額

補助金額：工事経費の1/3以内

補助上限額：最大50万円

2 対象となる方

市外から市内へ移住するために、空き家を購入しリノベーションなどを行う方であって次のすべての要件を満たす方

- ☐ 補助金の交付対象となる空き家に10年以上定住する意思がある方
- ☐ 補助金の交付申請をする日の直前に、連続して1年以上市外に在住しており、実績報告をする日までに本市に転入する方
※既に鈴鹿市に住民票を移した方は対象外です。
- ☐ 実績報告する日までに、リノベーションなどを行う空き家を所有されている方

3 申請期限

- ☐ 当該年度の10月31日まで

4 対象となる工事

次のすべての要件を満たす工事

- ☐ リノベーション等に要する費用が30万円以上である工事
- ☐ 建物の全部または一部を、修繕、補修、模様替えなどの改修工事や、住宅の機能を向上させるため、建物の一部に棟続きで増築する工事
- ☐ 市内に本店・支店・営業所を有し、当該本店、支店または営業所において、契約書、請求書、領収書などを発行することができる建設業者が施工する工事
- ☐ 当該年度の3月1日までに完成する工事

※次に該当する工事は補助の対象になりません。

- ☐ 新築や建替工事。別棟の敷地内増築工事
- ☐ 簡単に取り外しができる家具、設備機器などの設置工事（エアコンなども含む）
- ☐ 門扉や植栽などの外構工事
- ☐ 他の公的補助金（利子補給補助を含む）や、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による住宅改修費が支給される工事



4 注意事項

- (1) 補助金の交付決定前に契約した工事には、本補助金を交付できません。
- (2) 交付決定後の工事は必ず令和8年3月1日までに完了してください。
- (3) 工事完了後の報告は、工事完了後から30日以内、または令和8年3月1日のいずれか早い日までに提出してください。
- (4) 補助金には限りがありますので、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせください。また、対象建築物、交付対象者、交付対象工事には本チラシの掲載内容以外の条件もありますので、事前に住宅政策課までご確認ください。

5 手続きの流れ

①事前相談



②交付申請



③交付決定通知



④工事契約・着手



⑤工事完了



⑥実績報告



⑦補助金確定通知



⑧補助金請求



⑨補助金交付

【交付申請時の必要書類】

- ☐ 補助金交付申請書（第1号様式）
- ☐ 誓約書（第2号様式）
- ☐ 世帯全員の住民票の写し
- ☐ 空き家の売買契約書の写しまたは売買に関する同意書
- ☐ 空き家の外観及び内部がわかる写真および間取図
- ☐ 工事に要する見積書の写し ※費用内訳が分かる書類
- ☐ 耐震基準を満たすことがわかる書類
- ☐ 概ね1年以上空き家であることがわかる書類



【実績報告時の必要書類】

- ☐ 補助金実績報告書（第6号様式）
- ☐ 工事請負契約書または請書の写し
- ☐ 工事に要した費用の内訳が分かる請求書の写し
- ☐ 工事費の領収書の写し
- ☐ 工事前、工事中、工事後の写真
- ☐ 本市の住民であることがわかる住民票の写し



【補助金請求時の必要書類】

- ☐ 補助金支払請求書（第8号様式）

【問合せ先】

鈴鹿市都市整備部住宅政策課

鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本館10階（106番窓口）

☎ 059-382-7616

Fax 059-382-8188

✉ jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp

